

特定非営利活動法人
消費者市民サポートちば 御中

2019年12月26日
株式会社フォーサイト
代表取締役 山田 浩司
03-5802-7178

ご回答書

拝啓

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

2019年12月9日付けで弊社に届きました「御依頼書（および申入れ書）」に関しまして、本書にてご回答申し上げます。ご査収の上、よろしくご手配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

（ご回答）

ご指摘のとおり、特定商取引法に基づく表記の「返品について」の記載のうち、ご指摘いただいた部分の記載を削除いたします。

なお、本記載を設けた背景といたしまして、受講生から前年度教材を提供してほしいとの多数のご要望を頂いたことから、当社としてできる限りの方への提供ができればと考え実施してきたものであります。このため、価格据え置きにて、当年度教材が完全にできあがる前に申し込みをされる方に対して、より合格に近づいて頂くための企業努力による負担となっているのが実情でございます。

一方で、無償による前年度教材の提供に何の制限もないままとすることは、過去に発生しました、フリーマーケット等のサイトでの転売を助長するものとなり、転売により購入された受講生は大きな損失を被ることとなります。（このような転売では、弊社Webサイト等での受講はできません。）

このため、当社としては、以下のとおり記載内容を変更することで、消費者保護を図ってまいりたいと考えております。この点につきまして、対応時期は2020年1月20日を予定しておりますが、本記載において問題となる点がございましたら、ご指摘のほどよろしくお願ひいたします。なお、ご指摘の点が、転売等を防ぐことを理由として設けた記述にかかる箇所となる際は、如何に対応することが、受講生の利益を害さず、かつ、消費者を保護できるかについて、ご教授賜りたく存じます。

なお、前述のとおり、対応時期を2020年1月20日で予定している関係上、2020年1月17日までにご回答頂けますと幸いでございます。その後、変更できないものではございませんので、ご指摘頂いた際は、検討の上、改めて記載内容を見直す所存であります。

この度は、ご指摘となる表現を用いておりましたこと、お詫び申し上げます。

変更前

中途解約を希望する旨をメールにてご連絡ください。
お使いいただいた教材は返送していただく必要はありません。

(中略)

返金額は、以下の算式により計算した額となります。
具体的な返金額はメールにてお知らせします。

1. 受領済み受講料 - 発送済講義部分の受講料相当額 = 未発送部分の受講料相当額
2. 未発送部分の受講料相当額 - (未発送部分の受講料相当額) × 20% = 返金額 (百円未満切り捨て)
3. 前年度教材とセットで販売を行っている講座において、前年度教材を受け取り済みで解約を希望された場合、正規受講料相当分の1/2を「発送済講義部分の受講料相当額」として算定いたします。

変更後

中途解約を希望する旨をメールにてご連絡ください。
お使いいただいた教材のうち、前年度教材を受け取り済みで解約をご希望された場合、転売等防止のため、前年度教材を返送して頂く必要があります。

(中略)

返金額は、以下の算式により計算した額となります。
具体的な返金額はメールにてお知らせします。

1. 受領済み受講料 - 発送済講義部分の受講料相当額 = 未発送部分の受講料相当額
2. 未発送部分の受講料相当額 - (未発送部分の受講料相当額) × 20% = 返金額 (百円未満切り捨て)
3. ~~前年度教材とセットで販売を行っている講座において、前年度教材を受け取り済みで解約を希望された場合、正規受講料相当分の1/2を「発送済講義部分の受講料相当額」として算定いたします。~~

以上